

平成 27 年 11 月 19 日から同年 12 月 3 日までに規制所管府省から提出された規制シート一覧

○ 規制改革会議において再検討が必要と判断した規制について（規制改革ホットラインに寄せられた提案事項）

項目		府省庁	ページ
健康・医療WG	ビタミンDの機能性表示拡大の要望	消費者庁	1
	薬局等構造設備規則（店舗販売業の店舗の構造設備）第二条 四 面積基準の規制緩和	厚生労働省	3
投資促進等WG	土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の事前届出の見直し	環境省	5
	アウトレットにおける景表法上の二重価格表記要件の緩和	消費者庁	7
地域活性化WG	新たな乗合システムによるタクシー事業の効率化と農村地域等住民の公共交通の確保についての提案	国土交通省	10

規制シート(様式)

(別紙1)

090201300700001

平成27年11月24日

規制の名称	食品表示法	所管府省	消費者庁
根拠法令等	食品表示法(平成25年法律第70号) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消費者庁食品表示企画課長 赤崎暢彦
規制目的	食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務 内閣総理大臣は、食品の表示に関する基準(以下「基準」という。)を定めなければならないこととされ、具体的には、食品の区分ごとに名称や保存方法、原材料、栄養成分等のうち必要と認められる表示事項及び遵守事項を義務付けるための枠組みを定めている。また、これとともに、その策定に関し必要な手続(関係行政機関の長との事前協議、関係行政機関の長による基準の策定の要請、消費者委員会の意見聴取等)を定められている。</p> <p>②基準違反に対する是正措置 内閣総理大臣等は、基準に従わない者に対しこれを是正する旨の指示をし、指示に従わない者に対し必要な措置をとるべきことを命じることができることとする。 また、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある基準違反については、回収等を命じることができることとされている。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備 内閣総理大臣等は、事業者に対し報告徴収、物件提出の求め、立入検査、質問及び収去を行うことができることとする。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	平成25年3月に包括的かつ一元的な食品表示制度の創設について政策評価(事前評価)を実施
規制を維持、改革又は新設する理由	—	規制の維持、改革又は新設の別	未定
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	食品表示法(平成25年法律第50号)附則第19条		
次の見直し時期	平成30年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

090201300700001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含む。)</p>	<p>食品表示基準について(消費者庁次長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>食品表示法第4条第1項 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号 食品表示基準</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>本通知は、食品表示基準に関する解釈を示したものであるため。</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160196001450005

平成27年11月27日

規制の名称	薬局等構造設備規則(店舗販売業の店舗の構造設備)第二条 四 面積基準の規制緩和	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬局等構造設備規則	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬・生活衛生局総務課長 森 浩太郎
規制目的	医薬品の販売、授与における管理を適正なものとするにより、国民の生命や健康に寄与すること		
規制内容の概要	店舗販売業の許可は、その店舗の構造設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないときは与えないことができる。 その構造設備の基準の一つとして、面積は、おおむね13.2平方メートル以上とし、店舗販売業の業務を適切に行うことができるものと規定している。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	一般医薬品の区分制度が導入され、店舗販売業となった際に13.2平方メートル以上と規定(平成21年公布、施行)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗販売業の業務を適切に行うためその必要な面積として13.2平方メートル以上と定めている。 ・店舗販売業には、医薬品を適切に保管、管理し、また、医薬品のリスクに応じた情報提供を行うための医薬品の陳列設備、情報提供設備(カウンター等)を設けることとしている。この情報提供設備には、十分な説明が行えるスペースや書籍等の資料などを用意し、購入者が安全かつ適正に医薬品を使用できるよう情報提供が行われることが必要である。 ・一般用医薬品であっても副作用による健康被害が生じるおそれがある。使用における注意事項等を購入者が理解し、医薬品を選択できるよう、薬剤師、登録販売者により適切な情報提供が行え、相談しやすい環境が必要である。 	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

200200200530002

平成27年11月24日

規制の名称	土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の事前届出の見直し	所管府省	環境省
根拠法令等	土壌汚染対策法第35条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	環境省水・大気環境局土壌環境課 課長 是澤 裕二
規制目的	土壌汚染対策法に規定する土壌汚染状況調査等については、環境大臣等の指定を受けた指定調査機関が行うこととされており、同法第31条に規定する指定の基準に不適合が生じてないかどうかを確認するために変更事項が生じた場合には届出としている。		
規制内容の概要	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等を実施できる調査機関として環境大臣等が指定する指定調査機関が土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称、所在地、その他土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第18条各号で規定する事項(氏名(法人の場合は代表者)又は名称、住所、技術管理者の氏名及び交付番号、土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況、事業所ごとの土壌汚染状況調査等を行う都道府県の区域、法人の場合は役員等の氏名)に変更がある場合には、変更しようとする日の14日前までに環境大臣等に届け出なければならない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	法人における代表者の変更のような事後でなければ届出が難しいとされる項目も事前届出項目としていることから、届出時期のあり方について検討する。	規制の維 持、改革又 は新設の別	検討中
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	上述のとおり。		
見直し条項	土壌汚染対策法附則第15条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

090196201340001

平成27年11月24日

規制の名称	アウトレットにおける二重価格表記の規制	所管府省	消費者庁
根拠法令等	不当景品類景品類及び不当表示防止法第4条第1項第2号	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消費者庁表示対策課長 真淵 博
規制目的	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止しについて定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>景品表示法の不当表示の類型の一つとして、有利誤認表示がある。有利誤認表示とは、商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示で、取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示、又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、典型的な有利誤認表示としては不当な二重価格表示がある。</p> <p>不当な二重価格表示に関する考え方は、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf)において示されており、例えば、同一ではない商品の価格を比較対照価格に用いて表示を行う場合、比較対照価格に用いる価格について実際と異なる表示やあいまいな表示を行う場合が例示されている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」 http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdfにおいては、提案主体が提案理由の中で述べるような「二重価格による表示を行う場合、『当該店舗』での『最近相当期間（過去8週間の過半、かつ少なくとも直近2週間以内の）販売実績』が必要となる」という考え方は示されていない。 すなわち、同考え方においては、「過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示が行われる場合に、比較対照価格がどのような価格であるか具体的に表示されていないときは、一般消費者は、通常、同一の商品が当該価格でセール前の相当期間販売されており、セール期間中において販売価格が当該値下げ分だけ安くなっていると認識するものと考えられる。このため、過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていたとはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。」との考え方が示されている。 そして、比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かについては、「当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事案ごとに検討されることになるが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点からさかのぼる八週間について検討されるものとする。）において、当該商品が販売されていた期間が当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、『最近相当期間にわたって販売されていた価格』とみてよいものと考えられる。ただし、前記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して二週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から二週間以上経過している場合においては、『最近相当期間にわたって販売されていた価格』とはいえないものと考えられる。」との考え方が示されているところである。 一方で、プロパー店舗からアウトレット等に移管した商品の二重価格表示については、一般的なアウトレット等における販売形態を踏まえると、アウトレット等において比較対照価格での販売実績のない商品であっても、プロパー店舗において最近相当期間にわたって販売した実績のある商品について、「プロパー店舗での販売価格〇〇円のところ××円」といったように、比較対照価格を事実に基づいて適正に表示する場合には、景品表示法上問題とならず、二重価格表示を行うことが可能であると考えられる。 このようにアウトレット等においても二重価格表示を行うことは可能であるので、現時点で上記ガイドラインの見直しの必要はないと考えている。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>（規制を改革する場合の改革の方向性）</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

190195101830001

平成27年11月24日

規制の名称	一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)の運賃制度	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送法	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	自動車局旅客課長 鶴田 浩久
規制目的	道路運送事業の運営を適正・合理的なものとし、道路運送分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図る。		
規制内容の概要	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃は、地域住民の日常生活との関連が極めて密接な公共性の高い事業であること、また、不当に高額な運賃設定を予め防止する必要があることから、原則として上限認可制とし、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃については、事前届出制としている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	一般乗合旅客自動車運送事業の1つの類型である区域運行(路線を定めず利用者の需要に応じて乗合運送を行うもの)については、ホットラインで提案のあった、事前届出による乗合割引計算制度や距離制運賃の導入等の柔軟な運賃設定が可能である。そのため現行制度を維持する。 (注: 運賃については、社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるもの、特定の旅客に対し不当な差別的取り扱いをするもの、他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものについては、運賃変更命令が行われることがある。)	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

190195101830001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針(平成13年8月29日付国自旅第71号、国土交通省自動車交通局長通達)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>道路運送法第4条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>道路運送法に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針を定めたもの。</p>